"経理のプロ"になるための

「法人税」マスター講座 8

「事業年度」の区切りとは

"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載(予定)テーマ
❸法人の種類と法人税の取扱い
❷「事業年度」の区切りとは
❾納税地について理解する
❿税率と税額の関係
⓫申告と納税をどう行なうか
⓬連結納税とは何か

「事業年度」とは、法人税の所得を計算する期間のことで、「会計期間」ともいいます。

事業年度は会社を設立する際に定款等に定めるのが一般的ですが、定款等に定めがなく、税務署への届出もない場合は、税務署長が指定した期間が事業年度となります（図表1参照）。

法人税の申告・納付の期限は原則「事業年度終了の日の翌日から2か月以内」となっています。

決算月は任意で決められる

「事業年度」は1年とするのが一般的ですが、設立初年度や決算期を変更した年度は1年未満となることもあります。設立初年度の事業年度開始の日は「法人設立の日（登記をした日）」となります。

飲食店を始める事例で考えてみます。12／31に準備を始め、4／1に会社を設立、6／1に営業許可を交付され、7／1に開店。こうしたスケジュールの場合、事業年度の開始日は4／1です。

なお、事業年度開始日はあくまで「法人設立の日」ですが、設立前の準備期間（事例の場合だと1／1～3／31）に支払った費用でも、事業に必要と認められれば経費に計上できます。この費用を「創立費（繰延資産）」といいます。ちなみに設立から開業までの期間に支払った費用は「開業費（繰延資産）」といいます。

決算日（事業年度終了の日）は設立日から1年後でなくても構いません。4／1に会社を設立した場合でも決算日を12／31とすることができます。

決算月は、会社の任意で決めることができます。国税庁の平成27年度の調査によると、決算月で最も多いのは「3月決算」で全体の19・3％、次いで「9月決算」が10・91％、「12月決算」が10・09％となっています。

3月決算が多いのは「国や地方公共団体の会計年度にあわせているため」といわれています。

ちなみにデパートやスーパー等の小売業では、販売が落ち着く2月を決算とする会社が数多くあります。

閑散期を決算月とすることで、棚卸等の決算業務に取り組みやすい、最終利益の見通しが容易になるので節税対策を立てやすいなどのメリットがあります。

また、決算日は月末日でなくても構いません。たとえば、家具小売で有名なニトリ（株式会社ニトリホールディングス）の決算日は月途中の「2月20日」です。請求書の締め日（10日締め、25日締め等）や社長の誕生日を決算日とすることもできます。

決算日は年の途中で変更することもできます。株主総会で定款を変更し、税務署に「異動届出書」と「総会議事録の写し」を提出することで手続きが完了します。

決算日を変更した場合、会社法では1年を超える期間（最大1年半）とすることも認められていますが、法人税法上の事業年度は最大1年となっています。

たとえば、決算日を12／31から3／31に変更した場合、変更年度の事業年度は「1／1～3／31」、翌事業年度から「4／1～3／31」となります。

図表1　事業年度の取扱い

区分				事業年度
定款等に定めがある場合	すべて	会計期間が1年を超えないとき		その期間
		会計期間が1年を超えるとき		その期間開始の日以後、1年ごとに区分した各期間
定款等に定めがない場合	内国法人	設立日以後2か月以内に会計期間を定めて税務署長に届け出たとき	その期間が1年を超えないとき	その期間
			その期間が1年を超えるとき	その期間開始の日以後、1年ごとに区分した各期間
		設立日以後2か月以内に会計期間を定めた届出がないとき		税務署長が指定した期間
	外国法人 恒久的施設あり	恒久的施設を有する外国法人となった日以後2か月以内に会計期間を定めて税務署長に届け出たとき	その期間が1年を超えないとき	その期間
			その期間が1年を超えるとき	その期間開始の日以後、1年ごとに区分した各期間
		恒久的施設を有する外国法人となった日以後2か月以内に会計期間を定めた届出がないとき		税務署長が指定した期間
	外国法人 恒久的施設なし	一定の事業を国内で開始等した日以後2か月以内に会計期間を定めて税務署長に届け出たとき	その期間が1年を超えないとき	その期間
			その期間が1年を超えるとき	その期間開始の日以後、1年ごとに区分した各期間
		一定の事業を国内で開始等した日以後2か月以内に会計期間を定めた届出がないとき		税務署長が指定した期間

解散等する場合の「みなし事業年度」

法人が事業年度の中途で解散したり、消滅したりした際は、1事業年度を図表2のようにみなすこととなっています。

(1) 事業年度の中途で解散した場合（合併を除く）

「解散」とは会社を消滅させる手続き（清算）を始めることで、この期間中は通常の営業活動をやめて債権債務の整理等を行ないます。中小企業では、株主総会の決議に基づいた解散が一般的です。

合併でない解散の場合、解散の時点では会社はまだ消滅していません。清算手続きが完了するまで会社は存続します。

3／31が決算日の会社が12／31に解散（合併を除く）をした場合、「4／1から12／31まで」および「1／1から12／31まで（破産手続きによる解散の場合は従来の決算日である3／31まで）」を、それぞれ1事業年度とみなして申告納税が必要となります。

(2) 事業年度の中途で、合併により解散した場合

合併とは、2つ以上の会社が1つになることです。一方の会社が他方の会社の財産等を引き継ぐ「吸収合併」は「合併契約書の効力発生日」が、すべての会社を消滅させて新しい会社に財産等を引き継ぐ「新設合併」は「新設法人の設立日」が、それぞれ「合併の日」となります。合併による解散をした会社は、解散した時点で消滅します。

(3) 清算中の法人の残余財産が確定した場合

「残余財産」とは、債権債務の整理を終えて結果的に会社に残る財産のことです。「残余財産確定の日」は明文化されていませんが、実務上は不動産等を現金化した（売却手続きを終えた）日とすることが多いようです。

税法上の事業年度は「残余財産確定の日まで」となっていますが、この時点でも会社は消滅していません。残余財産を株主に分配し、債権債務がゼロとなった時点で清算結了となります。

図表2　みなし事業年度

(1)事業年度の中途で解散した場合（合併を除く）

(2)事業年度の中途で、合併により解散した場合

(3)清算中の法人の残余財産が事業年度の中途で確定した場合

ひらい　みつひろ　平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。